平成２５年（フ）第４４５号
大阪市城東区東中浜２丁目５番23号
破産者　岡本　健二
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０９号
大阪府門真市石原町32番６号
破産者　澤田　守正
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３６号
大阪府豊中市東泉丘２丁目５番５―302号
破産者　東出　征子
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３２号
大阪府東大阪市南四条町14番16号　仲岡方、前住所神戸市北区道場町日下部1882番地　干場守方
破産者　藤田　信之
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０１号
大阪府松原市柴垣２丁目６番30号、開始決定時の住所大阪府松原市柴垣１丁目18番17号
破産者　明廣工業こと　松本　　努
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
堺市堺区寺地町東３丁１番23―506号、前住所堺市堺区寺地町西２丁２番18号
破産者　山田　惠三
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
堺市中区深井中町485番地６
破産者　溝根かおり
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５０号
神戸市長田区日吉町４丁目４番15号
破産者　宏和加工所こと山崎功雄こと　**袞**　春雄
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５１号
神戸市長田区日吉町４丁目４番15号
破産者　山崎貴美代
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０６号
兵庫県尼崎市南塚口町４丁目１番48号
破産者　宮本硝子店こと　宮本　勝行
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目14番19号
破産者　モリ建装こと　森　　直史
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７７号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目13番10号プリエールＪＲ塚口駅前307、前住所兵庫県尼崎市東園田町３丁目36番地の３
破産者　村上　恵理
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７８号
兵庫県尼崎市上坂部１丁目２番１―1209号
破産者　高木利江子
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０６号
兵庫県姫路市飾磨区野田町89番地プレステージ姫路Ⅳ1103号、従前の住所兵庫県姫路市田寺東２丁目21番12号
破産者　大一建設こと　杉原　茂樹
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４８４号
兵庫県姫路市広畑区蒲田４丁目40番地１
破産者　羽岡　俊樹
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４８５号
兵庫県姫路市広畑区蒲田３丁目91番地
破産者　太田　光夫
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県尼崎市武庫元町３―５　パークハイツ10―104、開始決定時の住所兵庫県西脇市野村町1794番地の284
破産者　原田　裕章
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第４４号
奈良市鳥見町３丁目６番地の23
破産者　福井　元起
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
香川県高松市屋島西町2109―26ストーンレイク子の浜Ｂ―402、申立時の住所香川県高松市屋島東町515番地107
破産者　石田　信行
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係